

ぐっとずっと。 プラン

電化Styleコース

(料金表)

Energia

2027年4月1日実施

中国電力株式会社

本 則

1 契約種別

この料金表の契約種別は、「ぐっとずっと。プラン 電化Styleコース（以下『電化Styleコース』といいます。）」といたします。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (3) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改定により、この料金表を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (4) 当社は、この料金表を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

3 適用範囲

電気サービス約款（以下「サービス約款」といいます。）の電灯需要（最大需要容量6キロボルトアンペア未満）または電灯需要（契約電力6キロワット以上）の適用範囲に該当する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、お客さまが1年を通じてこの電化Styleコースの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

- (1) 別表1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機

器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）または別表2（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）を使用し、かつ、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であること。

- (2) 5（季節区分および時間帯区分）に定めるデイトタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要（その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。）であること。
- (3) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される際は、別表4（みなし契約電力の算定）によって算定されたみなし契約電力が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において電気特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）の低圧電力、臨時電力もしくは農事用電力または選択約款の季節別時間帯別電力もしくは融雪用電力とあわせて契約する場合は、みなし契約電力と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

5 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年4月1日から6月30日および毎年10月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。

- (2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ デイトタイム

毎日午前9時から午後9時までの時間をいいます。ただし、別表3（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ ナイトタイム

デイトタイムおよびホリデータイム以外の時間をいいます。

ハ ホリデータイム

別表3（休日等）に定める日の全ての時間をいいます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金およびサービス約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、サービス約款別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、サービス約款別表2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、サービス約款別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、サービス約款別表2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、サービス約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、サービス約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、サービス約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、サービス約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

（1）基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の10キロワットまで	2,255円36銭
上記をこえる1キロワットにつき	519円81銭

（2）電力量料金

電力量料金は、その1月の時間別りの使用電力量によって算定いたします。

イ デイトタイム

デイトタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用

いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット 時につき	47円06銭	45円00銭

ロ ナイトタイム

1 キロワット時につき	30円92銭
-------------	--------

ハ ホリデータイム

1 キロワット時につき	30円92銭
-------------	--------

7 払込票等および検針結果のお知らせ発行手数料

（1）払込票等発行手数料

お客さまが振込払いで料金を支払われる場合等の払込票等発行手数料は、次のとおりといたします。

1 契約1料金算定期間につき	80円00銭
----------------	--------

（2）検針結果のお知らせ発行手数料

当社が検針の結果を書面でお知らせする場合の検針結果のお知らせ発行手数料は、次のとおりといたします。

1 契約1料金算定期間につき	80円00銭
----------------	--------

8 使用電力量等の算定

（1）使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに（7）および（8）の場合を除き、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量（乗率を有する計量器の場合は、乗率倍するものといたします。）を合計した値といたします。

イ サービス約款20（検針日）（2）の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量は、計量値を確認するときを除き、前回の検針の結果によるものとし、次の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします（その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月のデイトタイムの使用電力量は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値といたします。）。ただし、サービス約款23（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗

じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

- サービス約款20(検針日)(7)の場合で、検針を行なわなかったときの使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします(その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月のデイトタイムの使用電力量は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値といたします)。ただし、サービス約款23(料金の算定)(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
- (2) 30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (3) 料金の算定期間における最大使用電力は、30分ごとの使用電力量の最大値を2倍した値といたします。
- (4) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (5) 最大使用電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、0.5キロワット以下となるときは、最大使用電力を0.5キロワットといたします。
- (6) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (7) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大使用電力は、(8)の場合を除き、次によります。
- イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した計量器ごとに(1)に準じて計量した値を合算してえた値といたします。
- ロ 料金の算定期間における最大使用電力は、取付けおよび取外した計量器ごとに(3)に準じて算定された最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- (8) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量および最大使用電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

9 夜間蓄熱式機器等にかかわる取扱い

(1) 夜間蓄熱式機器

イ 夜間蓄熱式機器とは、別表1(夜間蓄熱式機器)に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

ロ 別表1(夜間蓄熱式機器)(1)の「主として毎日午後11時から翌日の午前8時までの間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

(イ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を毎日午後11時から翌日の午前8時までの間とすることのできる装置を取り付けた場合

(ロ) 附則3(夜間蓄熱式機器の計量等にかかわる特別措置)(1)または(2)の場合で、当該一般送配電事業者等が当該機器への電気の供給を遮断する装置または計量器を取り付けた場合

なお、この場合には、電気の供給を遮断する装置は、託送約款等に定める区分装置として取り扱うものといたします。

ハ 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

二 当社は、別表1(夜間蓄熱式機器)に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) オフピーク蓄熱式電気温水器

イ オフピーク蓄熱式電気温水器とは、別表2(オフピーク蓄熱式電気温水器)に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

ロ オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、別表2(オフピーク蓄熱式電気温水器)に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

10 その他

この料金表に定めのない規定については、サービス約款の電灯需要(契約電力6キロワット以上)にかかわる規定によります。

附 則

1 実施期日

この料金表は、2027年4月1日から実施いたします。

2 10時間通電機器にかかわる特別措置

お客さまが、電気供給規程（昭和51年8月20日認可。）実施の際現に設置されている標準的な所要通電時間が10時間の貯湯式電気温水器（以下「10時間通電機器」といいます。）を使用される場合は、当該10時間通電機器を取り外される日までの期間に限り、当該一般送配電事業者等は、毎日午前9時から午後11時までの時間の電気の供給を遮断する装置または計量器を取り付けます。

なお、お客さまが10時間通電機器を取り外される場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、10時間通電機器を取り外される日に、この特別措置の適用を終了いたします。

3 夜間蓄熱式機器の計量等にかかわる特別措置

（1） 供給約款もしくはサービス約款と選択約款の深夜電力または供給約款もしくはサービス約款と選択約款の第2深夜電力の適用を受けているお客さまが電化Styleコースに契約種別を変更される場合等で技術的、経済的にやむをえず別計量を希望される場合は、お客さまと当社との協議のうえ、当該夜間蓄熱式機器の使用電力量等についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当該一般送配電事業者等は、毎日午後11時から翌日の午前8時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を遮断いたします。

（2） （1）に該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当該一般送配電事業者等は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を遮断いたします。

（3） （1）および（2）の場合の各時間帯区分の使用電力量は、計量器ごとに計量される各時間帯区分の使用電力量を合算してえた値といたします。

（4） （1）および（2）の場合の料金の算定期間における最大使用電力は、計量器ごとに計

量される30分ごとの使用電力量を合算してえた値のうち、最大となる値を2倍した値といたします。

別 表

1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主として毎日午後11時から翌日の午前8時までの間に通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

2 オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸き上げる機能を有するものであって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

3 休 日 等

この料金表において、休日等とは、次の日をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

1月4日

5月1日

5月2日

12月30日

12月31日

4 みなし契約電力の算定

みなし契約電力は、原則として、次の(1)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(2)によってえた値以上となる場合は、(1)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)

(1) によってえた値 + (2) によってえた値 × 0.1

- (1) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則としてサービス約款18(電灯需要 [契約電力6キロワット以上]) (1)イのお客さまが新たに電気の需給契約を希望される際に準じて算定された値

- (2) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量 (入力)

ただし、夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量がサービス約款17(電灯需要 [最大需要容量6キロボルトアンペア未満]) (1)イに該当する場合には、(1)の値は、その最大需要容量にものとつき定めます。

なお、最大需要容量は、サービス約款の電灯需要(最大需要容量6キロボルトアンペア未満)に準じてえた値といたします。